

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の発生を受けた  
遺体保存、遺体搬送、火葬体制の確保等について

- 1 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の被害を受けた地域においては、遺体を保存するための柩及びドライアイス、遺体の搬送並びに火葬体制の確保が重要となります。今後、被害を受けた都道府県において都道府県内市区町村からこれらについて応援要請を受けた場合、都道府県内市区町村、近隣県等と連携を図って対応するようよろしくお願いいたします。また、近隣県等から応援要請を受けた都道府県においても、できる限りの協力を行うようよろしくお願いいたします。
- 2 被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理（①戸籍確認をすることなく、死亡診断書又は死体検案書の確認により発行した特例許可証に基づき火葬を行う。②前記特例許可証による対応によってもなお公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合には、火葬場に直接火葬の申出があった遺体について、死亡診断書又は死体検案書を確認した上で火葬を行う。①②はいずれも阪神淡路大震災の際に認めた事務処理である。）を行うことについて検討するので、必要に応じて当課に相談してください。
- 3 被災都道府県においては、死亡者数、火葬場の被災状況、火葬場の利用状況その他の広域的な火葬に必要な情報について、適宜の方法により当課へ提供されるようよろしくお願いいたします。

<本件の担当者等>

厚生労働省健康局生活衛生課 奥田・吉高

電話：03-3595-2301（直通）

ファックス：03-3501-9554

メール：okuda-yukio@mhlw.go.jp（奥田）

yoshitaka-tooru@mhlw.go.jp（吉高）